

○うきは市広報紙広告募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、うきは市広告掲載要綱（令和3年うきは市告示第21号。以下「広告掲載要綱」という。）第3条の規定に基づき、市が発行する広報紙に掲載する有料広告（以下「広告」という。）の募集に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 広報紙 市が発行する広報うきはをいう。
- (2) 広告主 広報紙に広告を掲載することの決定を受けた者をいう。

(広告の掲載位置及び枠数)

第3条 広告を掲載する位置及び枠数は、次のとおりとする。

- (1) 位置 広報紙内において掲載の場所は所管課が決定する。
- (2) 枠数 1号につき8枠とする。ただし、記事量により増減可能とする。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 1枠（縦42ミリメートル×横82ミリメートル）
- (2) 合併枠（縦42ミリメートル×横170ミリメートル）

(広告の掲載回数)

第5条 広告の掲載回数は、1号を単位とし、同一年度内において最長で連続12回とする。

(広告の掲載料)

第6条 広告の掲載料は、次の各号に掲げる広告主の区分に応じ、次のとおりとする。（消費税及び地方消費税を含む。）

- (1) 市内に事業所等がある者 広報紙1号につき1枠1万円、合併枠2万円
- (2) 前号に該当する者以外の者 広報紙1号につき1枠2万円、合併枠4万円

2 広告主は、市長が定める期日までに掲載料を一括納入しなければならない。

3 市長は、納付された掲載料は返還しない。ただし、広告主の責めによらない事由により、広告の掲載ができない場合はこの限りではない。返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済月額総額の総額とし、利子を付さない。

(広告主の募集)

第7条 市長は、広報紙等により広告主を公募するものとする。

(広告掲載の申込)

第8条 広告主は、うきは市広報紙広告掲載申込書（様式第1号）に、第4条に定める規格の広告原稿（提出データ形式はjpgまたはpng）及び団体等の事業に関する資料を添えて、掲載を希望する号の発行日の40日前までに市長に提出しなければならない。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

3 申込後の原稿の変更は原則認めない。

(広告掲載の決定)

第9条 市長は、広告掲載要綱に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 広告掲載の可否を決定したときは、その結果、掲載内容及び条件等について、うきは市広報紙広告掲載決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

3 申込者が第3条に規定する枠数を超える場合は、受付順により決定する。

4 申込者に市税等の滞納が認められた場合は、広告掲載を決定しない。ただし、滞納分が完納された場合は、この限りでない。

(広告掲載決定の取消)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主へ書面等により通知をした上で、広告掲載決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納入がないとき
- (2) 広告主、広告の内容等が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触するものであるとき
- (3) 広告掲載が適切でないと市長が判断したとき

2 広告主は、前項の規定により広告掲載が取り消された場合は、市に対して損害の賠償を請求しないものとする。

(広告主の責務)

第11条 広告主は、掲載された広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から広告主の広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(広告掲載の取下げ)

第12条 広告主は自己の都合により、広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 広告主は、広告掲載を取り下げるときは、書面により市長に申し出なければならない。

3 広告主は、広告掲載を取り下げた場合は、市長は納付された広告掲載料は返還しない。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は、広告掲載要綱及び広告掲載基準の規定を準用する。

附 則

この要領は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年2月1日から施行する。